

改正後	改正前
<p>(ボイラー据付け作業の指揮者)</p> <p>第十六条 事業者は、ボイラー(令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。)の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につかせるはならない。ただし、<u>安衛則第四十二条に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(ボイラー据付け作業の指揮者)</p> <p>第十六条 事業者は、ボイラー(令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。)の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。)その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につかせるはならない。ただし、<u>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第四十二条に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>